

平成 23 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 S B S ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌 田 正 彦  
(コード番号：2384)  
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 入 山 賢 一  
電 話 番 号 03-3829-2222 (代表)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 8 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割し、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 23 年 12 月 31 日（土曜日）を基準日（実質上の基準日は平成 23 年 12 月 30 日となります。）として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 23 年 12 月 31 日（土曜日）最終の発行済株式数に 99 を乗じた株式数とします。なお、平成 23 年 11 月 8 日現在の発行済株式数を基準として計算すると以下のとおりとなります。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の当社発行済株式総数 | 130,684 株    |
| ② 株式分割による増加株式数    | 12,937,716 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | 13,068,400 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | 51,568,400 株 |

（注）上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ① 基準日公告 | 平成 23 年 12 月 1 日（木曜日）  |
| ② 基準日   | 平成 23 年 12 月 31 日（土曜日） |
| ③ 効力発生日 | 平成 24 年 1 月 1 日（日曜日）   |
- ※実質上の基準日は平成 23 年 12 月 30 日（金曜日）となります。

##### (4) その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

なお、平成 23 年 11 月 8 日現在の資本金は 3,833,934,062 円であります。

また、効力発生日が基準日の翌日となるため、平成 23 年 12 月 31 日の基準日時点の株主の皆様には分割前の株式数に対して 1 株当たり 3,000 円の配当を実施させていただく予定です。

### 3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 1 月 1 日（日曜日）

※平成 23 年 12 月 28 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項並びに第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 1 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

（下線部分に変更箇所となります。）

| 現行定款  | 変更後  |
|---|--|
| （発行可能株式総数）                                  | （発行可能株式総数）                                     |
| 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>515,684 株とする。</u> | 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>51,568,400 株とする。</u> |
| 第 6 条 （条文省略）                                | 第 6 条 （現行どおり）                                  |
| （新 設）                                       | <u>（単元株式数）</u>                                 |
|   | 第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>               |
| 第 7 条～第 47 条 （条文省略）                         | 第 8 条～第 48 条 （現行どおり）                           |

(3) 日程

効力発生日 平成 24 年 1 月 1 日（日曜日）

以上

### <ご参考>

#### 新株予約権（ストックオプション）行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を、平成 24 年 1 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

|                                       | 調整前行使価額  | 調整後行使価額 |
|---------------------------------------|----------|---------|
| 第 1 回新株予約権（平成 23 年 3 月 25 日 定時株主総会決議） | 78,562 円 | 786 円   |

（注）新株予約権の調整後行使価額は、新株予約権の目的たる普通株式の 1 株当たりの払込価額（権利行使価額）であります。